

住所変更手続き一覧

(区役所の受付時間は月曜日から金曜日の平日8時30分から17時までです。)

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考	
法務局へ登記している方	不動産(土地・建物・分譲マンション)の所有者	登記簿に記載されている所有者名義人の住所変更	東京法務局 江戸川出張所 月～金曜の平日 8:30～17:15 中央1-16-2 電話:3654-4156	①登記申請書 ②住居番号付定通知書又は証明書 ③印鑑(認印) ※②に記載されている実施前の住所と登記簿記載の住所が異なるときはその経過がわかる住民票等が必要です。	特に期限の定めはありません。売買や抵当権設定等の際にその前提として変更が必要です。	・住居表示実施に伴う住所変更手続きの場合、登録免許税は 無料 です。それ以外の事由で変更手続きを行う場合は、有料となる場合があります。 ・委任状があれば、代理申請できます。 ・郵送で申請する場合は到達の確認が可能な書留郵便で送ってください。 ・江戸川区外に不動産等をお持ちの場合はその所在地を管轄する法務局でも手続きが必要です。	
	会社・法人等の代表者	本店(主たる事務所)の住所変更		①登記申請書 ②住居番号付定通知書又は証明書 ③印鑑(会社の届出印) ※本支店一括申請の場合 ④収入印紙300円 (支店所在地登記所数1庁ごと)	実施日から2週間以内	・江戸川区外に支店がある場合は法務局江戸川出張所で一括申請できます。 ・委任状があれば、代理申請できます。 ・郵送で申請する場合は到達の確認が可能な書留郵便で送ってください。	
		役員 の住所変更					・本店と役員 の住所変更登記を一括申請する場合は、それぞれの通知書を添付してください。 ・委任状があれば、代理申請できます。 ・郵送で申請する場合は到達の確認が可能な書留郵便で送ってください。
		支店(従たる事務所)の住所変更			①登記申請書 ②住居番号付定通知書又は証明書 ③印鑑(会社の届出印) ④本店の変更登記をした履歴事項証明書	実施日から3週間以内	・本店所在地の管轄法務局で一括申請できます。その際、支店所在地登記所数1庁ごとに収入印紙300円が必要ですが、必要書類④は省略できます。 ・委任状があれば、代理申請できます。 ・郵送で申請する場合は到達の確認が可能な書留郵便で送ってください。
	会社・法人等が所有する不動産登記名義人の住所変更			①登記申請書 ②住居番号付定通知書又は証明書 ③印鑑(会社の届出印)	特に期限の定めはありません。売買や抵当権設定等の際にその前提として変更が必要です。	・先に会社・法人等の住所変更届を済ませてください。 ・委任状があれば、代理申請できます。 ・郵送で申請する場合は到達の確認が可能な書留郵便で送ってください。	

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
自動車・自動二輪車所有者	自動車保管場所証明書所有者	なし	小松川警察署 月～金曜の平日 8:30～17:15 松島1-19-22 電話:3674-0110 その他都内各警察署、 運転免許更新センター (神田・新宿)	なし		・警察署でデータを書き換えるので、 変更手続きは不要です。
	運転免許証所有者	住所変更届	江東運転免許試験場 (他に鮫洲・府中) 月～金曜の平日 8:30～17:15 日曜 8:30～12:00 13:00～17:15 江東区新砂1-7-24 電話:3699-1151	①運転免許証 ②住居番号付定通知書又は証明書	実施日以降 お早めに ※更新が近い方は更新 の際で結構 です。	・同居家族のみ代理申請できます。その際、代理人の身分証明書と同居人の証明として両名併記の住民票が必要です。委任状は不要です。 ・必要書類③に記載されている実施前の住所と免許証記載住所が異なるときはその経過がわかる住民票等が必要です。
	原動機付自転車所有者	標識交付証明書の 定置場変更	東部事務所庶務係 月～金曜の平日 8:30～17:00 電話:3679-1123 区民課及び 各事務所の庶務係	①住居番号付定通知書又は証明書 ②標識交付証明書 ③本人確認ができるもの ④印鑑		・ 変更の必要はありません。 納税のお知らせは新住所に届きます。変更を希望する方のみ左記手続き先で変更できます。 ・同居家族及び代理人も手続きできます。その際、委任状、代理人の本人確認書類が必要です。
	軽二輪(125ccを超え 250cc以下)の 所有者又は使用者	変更登録申請	足立自動車検査 登録事務所 月～金曜の平日 8:45～11:45 13:00～16:00 足立区南花畑5-12-1 電話:050-5540-2031	①軽自動車届出済証(原本) ②住居番号付定通知書又は証明書 ③印鑑(法人は代表者印)	実施日以降 お早めに	・必要書類②に記載されている実施前の住所と車検証(または軽自動車届出済証)記載住所が異なるときは左記手続き先へお問合せください。 ・代理申請や所有者・使用者が異なる場合は委任状とそれぞれの印鑑が必要です。
	自動車(軽自動車を除く)・250ccを超える 二輪車の 所有者又は使用者	変更登録申請	同上	①自動車検査証(原本) ②住居番号付定通知書又は証明書 ③印鑑(法人は代表者印)	車検の際、 一緒に住所 変更手続き をしてください。	同上
	軽自動車の 所有者又は使用者	住所変更届	軽自動車検査協会東京 主管事務所足立支所 月～金曜の平日 8:45～11:45 13:00～16:00 足立区入谷8-10-8 電話:3897-5675	①自動車検査証(原本) ②住居番号付定通知書又は証明書	車検の際、 一緒に住所 変更手続き をしてください。	・必要書類②に記載されている実施前の住所と車検証記載住所が異なるときは左記手続き先へお問合せください。

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
年金・健康保険関係	国民年金・厚生年金・障害年金受給者	住所変更届	江戸川年金事務所 月～金曜の平日 8:30～17:15 中央3-4-24 電話:3652-5106	住民票コード未収録の方 「年金受給権者住所・支払機関変更届」(変更用ハガキ)を提出してください。区役所及び各事務所保険年金係の窓口にあります。	なし	・住民票コード収録済の方は 自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。 ・住民票コードの収録については左記手続き先へお問合せください。
	共済年金受給者	住所変更届	各共済組合	各共済組合で確認してください。	実施日以降 お早めに	
	国民年金 第1号被保険者	なし	なし	なし	なし	・自営業者、学生などが該当します。 ・ 変更手続きは不要です。
	国民年金 第3号被保険者	住所変更届	配偶者の勤務先	被保険者住所変更届	実施日以降 お早めに	・会社員、公務員の配偶者が該当します。
	厚生年金・共済年金被保険者	住所変更届	勤務先	被保険者住所変更届	実施日以降 お早めに	
	健康保険被保険者証をお持ちの方	住所変更届		被保険者住所変更届	実施日以降 お早めに	・全国健康保険協会や勤務先の健康保険組合が運営しているものです。
	厚生年金・全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険の適用を受けている事業主	適用事業所所在地変更届	江戸川年金事務所 月～金曜の平日 8:30～17:15 中央3-4-24 電話:3652-5106	①適用事業所所在地変更届 ②住居番号付定通知書又は証明書	実施日以降 お早めに	・申請書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。 ・健保組合加入事業所は健保組合にも提出が必要です。
		事業所関係変更届(事業主の住所変更)		①事業所関係変更届	実施日以降 お早めに	
	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証保持者	交付手続き	東部事務所保険年金係 電話:3679-1128 区民課及び 各事務所の保険年金係	差替え希望の方 ①被保険者証、高齢受給者証 ②本人確認ができるもの ③印鑑	なし	・ 旧住所でもそのまま使用できます。 ・同世帯の家族は代理で手続きできます。その際、被保険者の身分証明・代理人の身分証明〔家族以外の場合、委任状〕が必要です。
後期高齢者医療被保険者証保持者	交付手続き	東部事務所保険年金係 電話:3679-1128 医療保険課高齢者医療係 各事務所の保険年金係	差替え希望の方 ①被保険者証 ②本人確認ができるもの ③印鑑	なし	・ 旧住所でもそのまま使用できます。 ・同世帯の家族は代理で手続きできます。その際、被保険者の身分証明・代理人の身分証明が必要です。	

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考	
介護保険関係	介護保険被保険者証保持者	なし	介護保険課保険料係 電話:5662-0827	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい被保険者証を発送します。発送には約1週間程かかります。 ・古い被保険者証は左記の各窓口で回収しますが、ご自身で破棄していただいても構いません。 	
	介護保険負担限度額認定証保持者	なし	介護保険課給付係 電話:5662-0309	なし	なし		
	生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証保持者	なし		なし	なし		
	介護保険サービス利用者負担額減額認定証保持者	なし		なし	なし		
お子さまを持つ家庭	乳幼児医療証・子ども医療証保持者	医療証の住所変更	東部事務所保険年金係 電話:3679-1128 児童女性課医療費助成係・各事務所の保険年金係	①医療証 ②医療証本人の健康保険証 ③印鑑	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま使用できます。ただし、健康保険証の住所を変更した場合、手続きが必要です。次回更新時に新住所へ書き換えて発行します。 ・保護者以外の親族は必要書類①②③の他に保護者からの委任状と代理人の身分証明書があれば、代理申請できます。 ・郵送で再交付の申請ができます。 	
	ひとり親家庭等医療証保持者	医療証の住所変更	児童女性課援護係 電話:5662-1259	①医療証 ②本人の健康保険証 ③印鑑	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま使用できます。ただし、健康保険証の住所を変更した場合、手続きが必要です。次回更新時に新住所へ書き換えて発行します。 ・郵送手続き希望者は事前に連絡をしてください。 	
	児童扶養手当証書保持者	証書の住所変更		①児童扶養手当証書 ②印鑑	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま使用できます。次回更新時に新住所へ書換えて発行します。 ・粗大ごみ等処理手数料の減免は住居番号付定通知書が必要です。 ・郵送申請、代理申請はできません。 	
	園児を持つ保護者又は保育園申請者	認可私立幼稚園に通園する園児の住所変更	各私立幼稚園	なし		実施日以降 お早めに	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭で住所変更の旨をお伝えください。
		保育園申請者又は在園者の住所変更	各認可保育園 (保育課保育係 電話:5662-0066)	変更届 (区HPからダウンロードできます。)		実施日以降 お早めに	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送申請できます。

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
お子さまを持つ家庭	保育ママ利用者	緊急時・災害時連絡票及び変更届	各保育ママ (保育課保育ママ係 電話:5662-0072)	①緊急時・災害時連絡票 ②変更届	実施日以降 お早めに	・書類は担当の保育ママへ提出してください。 保育ママを経由して、保育課保育ママ係へ提出されます。
	区立小・中学校に通う児童・生徒のいる保護者	なし	学務課学事係 電話:5662-1624	なし	なし	・ 変更の必要はありません。
	すくすくスクールの学童クラブに登録している保護者	住所変更	各学校のすくすくスクール	所定の届出用紙 (各学校のすくすくスクールにあります)	実施日以降 お早めに	・ すくすくスクールの一般登録者は変更の必要はありません。
	私立学校、区外公立学校に通う児童・生徒のいる保護者	住所変更	各学校	各学校で確認してください。	実施日以降 お早めに	
心身に障害のある方	身体障害者手帳保持者	手帳の住所変更	障害者福祉課 身体障害者相談係 電話:5662-0052	①身体障害者手帳 ②住居番号付定通知書又は証明書	なし	・代理申請ができます。
	愛の手帳保持者	手帳の住所変更	障害者福祉課 愛の手帳相談係 電話:5662-0053	①愛の手帳 ②住居番号付定通知書又は証明書	なし	・代理申請ができます。
	障害者の有料道路割引登録済みの方	障害者の有料道路割引手続き	障害者福祉課 自立援助係 電話:5662-0062	①身体障害者手帳又は愛の手帳 ②車検証・軽自動車届出済証 ③運転免許証 ④ETCカード及びETC車載器セットアップ申込書・証明書	なし	・親族等申請に必要なものを持参した方は代理で申請できます。 ・必要書類③の運転免許証は、障害者本人が運転する場合に必要です。
	東京都心身障害者扶養共済加入者	なし		なし	なし	・ 変更の必要はありません。 区役所から東京都へ変更届を提出します。 ※東京都扶養年金制度は名称変更しました。
	精神障害者保健福祉手帳保持者	なし	保健予防課精神保健係 電話:5661-2465	なし	なし	・ 変更の必要はありません。 更新時の手続きで結構です。ただし、身分証明として利用する場合、医療機関から訂正を依頼された場合は左記の手続先で変更できます。
	自立支援医療受給者証保持者	なし		なし	なし	

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
医療助成等を受けている方	公害医療手帳保持者	手帳の住所変更	健康推進課公害補償係 電話:5662-1414	①公害医療手帳 ②住居番号付定通知書又は証明書 ③印鑑	なし	・親族等は代理で申請できます。また、郵送申請もできます。
	大気汚染医療費助成制度医療券保持者	医療券の住所変更	健康推進課公害補償係 電話:5662-1414 保健予防課・各健康サポートセンター(東部健康サポートセンター 電話 3678-6441)	①医療券 ②住居番号付定通知書又は証明書 ③本人確認ができるもの	なし	・ そのままでも使用できます。 医療券更新時(2年毎)の手続きで結構です。 ・親族等は代理で申請できます。
	難病医療費助成のマル都医療券保持者	医療券の住所変更	保健予防課庶務係 電話:5661-2464	①マル都医療券 ②住居番号付定通知書又は証明書	なし	・どなたでも代理で申請できます。 ・健康保険証の住所を変更した場合は、併せて手続きが必要です。 ・身体上の理由で来所困難で、代理人もいない場合、左記に相談してください。 ・申請の際、新住所記載の医療券が届くまで使用できる資格証明を発行します。
	小児慢性疾患医療費助成のマル都医療券保持者	医療券の住所変更	各健康サポートセンター(東部健康サポートセンター 電話 3678-6441)	①マル都医療券 ②住居番号付定通知書又は証明書(申請者の住所も変更するならば両方の住居番号付定通知書が必要)	なし	
	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成のマル都医療券保持者	医療券の住所変更		①マル都医療券 ②住居番号付定通知書又は証明書	なし	
	被爆者健康手帳・健康診断受診票・被爆者のマル都の医療券保持者	手帳・受診票・医療券の住所変更		①健康手帳、受診票、又はマル都の医療券いずれか ②住居番号付定通知書又は証明書 ③手当証書(手当受給者のみ)	なし	・どなたでも代理で申請できます。 ・身体上の理由で本人が来所できず、代理人もいない場合、 東京都 に直接相談してください。
	予防接種票保持者	なし	健康サービス課 健康サービス係 電話:5661-2466	なし	なし	・ そのまま使用できます。
	養育医療券保持者	なし		なし	なし	・ そのまま使用できます。
自立支援医療(育成医療)受給者証	なし		なし	なし	・ そのまま使用できます。	

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
事業を営んでいる方	区に業者登録している事業主	契約請負業者の競争入札参加資格登録内容変更	用地経理課契約係 電話:5662-1005	①登録内容変更届 ②登記簿謄本(抄本)の写し ③H24・25・26年度の受付表(物品業者のみ)	実施日以降 お早めに	・工事業者は郵送申請できます。物品業者は必要書類③に確認印を押すため郵送申請できません。 ・変更届を提出しないと、支払いが遅れる原因となりますので、ご注意ください。
		債権者コードを登録している債権者の住所変更	会計室出納係 電話:5662-1097	支払金口座振替依頼書[新規・変更](債権者コード登録届)	なし	・郵送申請できます。 ・変更届を提出しないと、支払いが遅れる原因となりますので、ご注意ください。
	一般廃棄物処理業を営んでいる事業主	一般廃棄物処理業変更届 (a)個人の住所 (b)法人の主たる事務所の所在地 (c)主たる事務所以外の所在地 (d)運搬車の車庫 (e)洗車設備 (f)処理施設 (g)保管積替施設	東京二十三区 清掃協議会 事業調整課許可係 電話:6238-0563	(a)～(g)共通 ①変更届 ②住居番号付定通知書又は証明書 ※但し、許可証の差替えが必要な場合は、コピー可です。 ※洗車場等で他事業者の施設を利用している場合は、その事業者宛ての住居番号付定通知書(又は証明書)が必要です。 (b)に該当する場合 ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ④印鑑証明書	10日以内	・他区にも提出が必要となりますので、詳細は左記手続き先へお問合せください。
	食品衛生営業許可を受けている事業主	食品衛生営業許可証の住所変更	生活衛生課 食品衛生第二係 電話:3658-3177	なし	なし	・ そのまま使用できます。 更新時に変更手続きをしてください。ただし、訂正を希望する方には無料で交付もできます。
	環境衛生営業許可を受けている事業主	営業許可後の住所変更	生活衛生課 環境衛生係 電話:3658-3177	なし	なし	・ そのまま使用できます。 ただし、融資を受ける際等に住所を書き換えたものが必要な場合は、窓口で証明書を発行します。
医療機関等	公害医療機関、公害調剤薬局	住所変更	健康推進課公害補償係 電話:5662-1414	変更届	なし	・郵送申請できます。
	生活保護法の指定医療機関(柔道整復、鍼・灸・あん摩・マッサージ師、薬局)	生活保護法に基づく医療機関(柔道整復、鍼・灸・あん摩・マッサージ師、薬局)の住所変更	生活援護第二課 医療援護係 電話:3657-7718	申請書	実施日以降 お早めに	・郵送申請できます。

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
医療機関等	結核指定医療機関	住所変更	保健予防課 感染症第二係 電話:5661-2476	①指定医療機関変更届 ②通知書又は証明書 ③感染症指定医療機関指定書の原本(紛失の場合「結核医療機関指定書紛失届」)	30日以内	・所在地の移転(仮移転を含みます)は「指定辞退」し、改めて申請が必要となります。
	診療所(助産所)	開設許可(届出)事項一部変更届	生活衛生課 医務衛生係 電話:3658-3177	届出用紙	10日以内	・本人の委任を受けた代理人は、申請できません。その際、委任状、身分証明書類が必要です。 ・郵送申請できます。その際、届出用紙2部と切手を貼った返信用封筒が必要です。
	衛生検査所	変更届		届出用紙	30日以内	
	歯科技工所	開設届出事項中一部変更届		届出用紙	10日以内	
	施術所(柔道整復、鍼・灸・あん摩)	開設届出事項中一部変更届		届出用紙	10日以内	
	管理医療機器販売業・賃貸業者	開設者、管理者の住所変更	生活衛生課 薬事衛生係 電話:3658-3177	①住居番号付定通知書(正・副) ②印鑑(法人は代表者印)	30日以内	・管理者の変更は管理者個人ではなく、雇用している人又は法人が提出してください。 ・代理申請は委任状と代理人の印鑑が必要です。郵送申請もできます。
	薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業、医薬品販売業者	許可証書換え申請	開設者、管理者又は統括製造販売責任者の住所変更	①住居番号付定通知書(正・副) ②印鑑(法人は代表者印)	なし	・ 書換えは任意です 。書換え交付の手数料はかかりません。 ・代理申請は委任状と代理人の印鑑が必要です。
					30日以内	・管理者及び統括製造販売責任者の変更は雇用している人又は法人が提出してください。 ・代理申請は委任状と代理人の印鑑が必要です。郵送申請もできます。
	毒物劇物販売業者	登録票の書換え申請	開設者の住所変更	①住居番号付定通知書(正・副) ②印鑑(法人は代表者印)	なし	・ 書換えは任意です 。書換え交付の手数料はかかりません。 ・代理申請は委任状と代理人の印鑑が必要です。
					30日以内	
麻薬小売業者	免許証記載事項変更届(所在地及び開設者住所)		①住居番号付定通知書(正・副) ②印鑑(法人は代表者印)	15日以内	・薬局と一緒に手続きすれば、必要書類は兼用できます。 ・書換えた免許証を郵送請求する場合は返信用封筒と450円分の切手が必要です。 ・代理申請は委任状と代理人の印鑑が必要です。	

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
外国人	在留カード・特別永住者証明書又は外国人登録証明書保持者	住居地変更 (カードの裏に「新住居地」記載)	東部事務所戸籍住民係 電話:3679-1125 区民課及び 各事務所の戸籍住民係	①在留カード・特別永住者証明書 又は外国人登録証明書 (みなし在留カード等) ②住居番号付定通知書又は証明書	実施日以降 お早めに	・当分の間、「外国人登録証明書」は「みなし在留カード」「みなし特別永住者証明書」として使用できます。 ・同居同世帯で16歳以上の親族、本人から委任を受けた者は代理申請できます。その際、代理人の身分証明書が必要です。
貸付制度を利用している方	江戸川区奨学資金利用者	なし	教育推進課庶務係 電話:5662-1621	なし	なし	
	入学資金融資あっせん制度利用者	なし		なし	なし	
	木全・手嶋育英事業資金利用者	なし		なし	なし	
	三世代同居住宅資金貸付事業利用者	なし	福祉推進課庶務係 電話:5662-0031	なし	なし	
	東京都制度融資利用者	利子補給手続の住所変更	産業振興課相談係 電話:5662-0538	住所変更等報告書 (係所定の様式)	実施日以降 早めに	
	右記融資を委任されている金融機関	中小企業振興事業資金融資(区制度融資)の返済報告		返済状況報告書 (係所定の様式)	実施日の翌月10日まで	・手続きは、利用者が委任している金融機関が行います。本人は区への手続きは不要ですが、金融機関への届出は必要です。
公共料金	NHKの受信料	(減免を受けている方のみ) 住所変更連絡	NHKふれあいセンター 電話:0570-077-077	なし	実施日以降 お早めに	・一般の方は 変更の必要はありません。 ・受信料の減免を受けている方は直接電話で住所変更の連絡をしてください。
	水道料金	なし	都水道局江戸川営業所 松江5-4-12 電話:5661-5085(代)	なし	なし	・ 変更の必要はありません。
	東京ガスのガス料金	なし	東京ガスライフバル江戸川 江戸川6-18-4 電話:3675-2761	なし	なし	・ 変更の必要はありません。
	東京電力の電気料金	なし	東京電力(株)江東支社 お客様サービスグループ 電話:6375-1572	なし	なし	・ 変更の必要はありません。

種別	誰が	手続きの名称	手続き先	必要書類	期限	備考
電話	固定電話を契約している方	住所変更届	各契約会社	各契約会社で確認してください。	実施日以降 お早めに	
	携帯電話を契約している方	住所変更届				
その他	写真付の住民基本台帳カード保持者	表面記載事項変更届	東部事務所戸籍住民係 電話:3679-1125 区民課及び 各事務所の戸籍住民係	①写真付き住民基本台帳カード ②印鑑(認印)	実施日以降 お早めに	・交付時に設定した4桁の暗証番号を入力していただきます。忘れた場合は、当日に変更できないことがあります。 ・同世帯の家族は代理申請できます。その際、代理人の身分証明が必要です。
	公的個人認証の電子証明書の登録をしている方	なし	東部事務所戸籍住民係 電話:3679-1125 区民課及び 各事務所の戸籍住民係	なし	なし	・ 変更の必要はありません。 ただし、区画整理に伴い住所変更の届出をされた方は再発行が必要です。手数料は500円かかります。 <再発行に必要なもの> ①住民基本台帳カード ②①が写真なしの場合、運転免許証・パスポートなどの写真つきの官公庁発行の証明書
	集団回収登録団体代表者	登録団体代表者等住所変更届	清掃課ごみ減量係 電話:5662-1689	①登録団体代表者等住所変更届 ②印鑑	11/14(金) まで	・該当団体には担当部署から事前に変更届を送付します。
	犬を飼っている方	なし	生活衛生課 食品衛生第二係 3658-3177	なし	なし	・ 変更の必要はありません。
	ゆうちょ銀行の通帳保持者	住所変更届	各郵便局	①住居番号付定通知書(正・副) ②本人確認書類(運転免許証等)	実施日以降 お早めに	
	その他の金融機関・保険会社と契約のある方	住所変更届	各金融機関・保険会社	各金融機関・保険会社で確認してください。	実施日以降 お早めに	
	各種許可、認可、免許証をお持ちの方	住所変更届	各関係機関	各発行先で確認してください。	実施日以降 お早めに	